

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

戸籍情報システム用サーバ及び周辺機器一式長期借入

### 2 契約の相手方

富士通リース株式会社

### 3 随意契約理由

戸籍情報システム用サーバ等（以下「本システム」という。）周辺機器の契約期間は平成 26 年 11 月 1 日から令和元年 10 月 31 日まで長期継続契約にて機器の保守を盛り込んだリース契約を行っている。

本システム機器については令和 2 年 1 月を機種更新の時期としてシステムの安定性を確保し計画的に準備を進めるため、11 月から 12 月にかけて順次機器の入れ換えを行い、1 月から新機器による本格運用を開始する予定である。したがって、機種更新を行うまでの 11 月から 12 月の期間、新機器で対応していない箇所については、現行の機器を引き続き賃貸借する必要がある。

加えて、本システムのサーバが OS のサポート期間が終了することに伴い、機種更新をおこなうが、現行契約終了とともに機種更新をおこなうと機種更新後の構築作業及び動作確認等の期間の約 2 ヶ月間程度システムの操作がおこなうことが不可能になる。本システムを停止させることなく運用を行うためには、再リースを行うか現行機器と同一の機器を新規調達するかの 2 通りの選択肢が考えられる。2 者を比較した場合明らかに前者が経済的である。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

市民局総務部住民情報担当（06-6208-7337）